

寝屋川市建設工事等指名停止要綱

(目的)

第1条 この要綱は、寝屋川市が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等並びに物品・印刷・リース・役務の提供（委託）業務（以下「市発注工事等」という。）の適正な履行を確保するため、一般競争入札及び指名競争入札の入札参加資格者に関する指名停止等の措置について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (2) 測量・建設コンサルタント等 測量、設計、監理、地質調査、補償及び建設コンサルタント業務をいう。
- (3) 物品・印刷・リース・役務の提供（委託）業務 物品の購入契約、物品の売り払い契約、車両等の修理契約、委託契約、請負契約（建設工事及び測量・建設コンサルタント等を除く。）及び賃貸借契約に関する業務をいう。
- (4) 入札参加資格者 市発注工事等に関する地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の規定に基づく一般競争入札の参加資格を有する者及び同令第167条の11の規定に基づく指名競争入札の参加資格を有する者をいう。
- (5) 役員等 入札参加資格者が個人の場合は本人、法人の場合は代表取締役その他の役員及び支配人、営業所長又は支店長など契約締結権限を有する者(措置要件に該当する事実又は行為の発生時に役員等であった者を含む。)をいう。
- (6) 使用人 入札参加資格者が使用する者のうち、役員等以外の全てのもの(措置要件に該当する事実又は行為の発生時に使用人であった者を含む。)をいう。
なお、入札参加資格者との雇用契約の有無は問わない。
- (7) 指名停止 別表各項に定める措置要件に該当する入札参加資格者について、

一般競争入札において入札に参加させない措置及び指名競争入札において指名しない措置をいう。

(8) 指名停止等 指名停止並びにこの要綱に定める警告及び注意の喚起をいう。

(9) 委員会 寝屋川市請負業者資格審査委員会規則(昭和 50 年寝屋川市規則第 34 号)に規定する寝屋川市請負業者資格審査委員会をいう。

(指名停止の措置)

第 3 条 入札参加資格者、役員等又は使用人が別表各項に掲げる措置要件に該当するときは、情状に応じて当該各項に定めるところにより期間を定め、委員会の議を経て、当該入札参加資格者について指名停止を行うものとする。ただし、共同企業体(案件ごとに複数の企業で構成される企業体をいう。)が別表各項に掲げる措置要件に該当するときは、その構成員である入札参加資格者それぞれに対し指名停止を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事項については、委員会の議を経ることなく指名停止を行うことができる。

(1) 別表各項に定める措置要件のうち、指名停止の期間が確定されたもので、この要綱の他の条項等によりその期間が変動することがないもの

(2) 委員会の議を経ることなく指名停止を行うことができる事項として、あらかじめ委員会の議を経たもの

3 寝屋川市が役員等又は使用人を別表各項に掲げる事項に該当する行為があるものとして捜査機関に告発をしたときは、捜査機関が当該告発に基づいて役員等又は使用人を逮捕し、起訴し、又は不起訴処分にするまでの間、委員会の議を経て、当該入札参加資格者について指名停止を行うものとする。ただし、当該指名停止の期間は、それぞれ同表に定める期間(期間に短期及び長期のあるものについては、短期)の2分の1の期間を超えないものとする。

4 寝屋川市以外の公共機関が役員等又は使用人を別表各項に掲げる事項に該当する行為があるものとして捜査機関に告発(公正取引委員会が行う私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)違反の告発を除く。)をしたときは、捜査機関が当該告発に基づいて役員等又は使用人を逮捕し、起訴し、又は不起訴処分にするまでの間、委員会の議を経て、当該入札参加資格者について指名停止を行うことがある。

ただし、当該指名停止の期間は、それぞれ同表に定める期間（期間に短期及び長期のあるものについては、短期）の2分の1の期間を超えないものとする。

（下請負人等及び経常建設共同企業体に関する指名停止）

第4条 前条の規定により指名停止を行う場合において、入札参加資格者である下請負人又は寝屋川市が承認した再委託先（以下「下請負人等」という。）が当該指名停止について責めを負うべきことが明らかになったときは、委員会の議を経て、当該下請負人等について、元請負人又は受託者の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

2 前条の規定により入札参加資格者である経常建設共同企業体について指名停止を行うときは、当該経常建設共同企業体の入札参加資格者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、委員会の議を経て、当該経常建設共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

3 前条又は第1項の規定により指名停止を行った入札参加資格者を構成員に含む経常建設共同企業体については、当該入札参加資格者と同一期間の指名停止を行うものとする。

（指名の停止等）

第5条 一般競争入札を実施しようとするときは、前2条の規定により指名停止の措置を受けている入札参加資格者（以下「指名停止業者」という。）の当該入札への参加資格を認めないものとし、指名競争入札を実施しようとするときは、当該指名停止業者を指名しないものとする。

2 一般競争入札を実施しようとする場合に、入札参加資格者が当該入札への参加資格を認められた後に指名停止業者となったときは、当該業者を入札に参加させないものとし、指名競争入札を実施しようとする場合に、当該指名停止業者を指名しているときは、その指名を取り消すものとする。

3 前2項の場合においては、当該指名停止業者にその旨を通知するものとする。

（指名停止期間の特例）

第6条 入札参加資格者、役員等又は使用人が別表各項に掲げる措置要件の二以上に該当するときは、当該要件に定める期間の合計をもって指名停止期間とする。ただし、その期間の合計は3年を超えないものとする。

- 2 指名停止業者が新たに別表各項に掲げる措置要件のいずれかに該当することとなった場合の当該指名停止期間は、当該要件に定める期間に、既に措置されている指名停止の残期間を加算した期間とする。ただし、加算後の指名停止の期間は3年（同一の事案の場合は、その当初の措置から3年）を超えないものとする。
- 3 入札参加資格者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合（同一の事案により措置要件に該当することとなった場合を除く。）の措置期間は、当該各号にそれぞれ定める期間とする。この場合において、1か月未満の端数があるときは、1か月に切り上げるものとする。
 - (1) 次号に掲げる場合を除くほか、別表各項の措置要件に該当する場合で、当該入札参加資格者が別表各項の措置要件に係る指名停止の期間中若しくは期間の満了後1年を経過するまでの間であるとき、又は第12条に規定する警告又は注意の喚起を受けた日から1年を経過するまでの間に、当該警告若しくは注意の喚起の原因となった別表各項の措置要件と同一の措置要件に該当することとなったとき 1.25倍の期間。
 - (2) 別表第7項から第10項までの措置要件に該当する場合で、当該入札参加資格者が同表第7項から第10項までの措置要件に係る指名停止の期間中又は期間の満了後3年を経過するまでの間であるとき 1.5倍の期間。ただし、その期間は3年を超えないものとする。
- 4 入札参加資格者について、情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各項及び前項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があると認めるときは、委員会の議を経て、指名停止期間を当該短期の2分の1（期間に短期及び長期のないものについては、当該期間の2分の1）まで短縮することがある。
- 5 入札参加資格者について、極めて悪質な事由があるため、又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各項及び第3項の規定による指名停止の期間の長期を超える指名停止の期間を定める必要があると認めるときは、委員会の議を経て、指名停止の期間を当該長期の2倍（期間に短期及び長期のないものについては、当該期間の2倍）まで延長することがある。ただし、その期間は、3年を超えないものとする。

- 6 指名停止業者に情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、委員会の議を経て、別表各項及び前各項に定める期間（期間に短期及び長期のないものについては、当該期間の2分の1又は2倍の期間）の範囲内で指名停止の期間を変更することがある。ただし、その期間は、3年を超えないものとする。
- 7 第3条第3項及び4項の規定による指名停止業者について、これらの規定により告発した事案を原因とする逮捕又は起訴により新たに指名停止を措置するときは、既措置期間を控除するものとする。
- 8 指名停止中又は指名停止期間経過後の事情の変化により、入札参加資格者に対し同一要件により指名停止措置を追加するときは、その期間の合計は別表各項に定める期間を超えないものとする。
- 9 別表第8項に該当する指名停止業者について、公正取引委員会の公表又は指名停止業者の申出により、独占禁止法の規定に基づく課徴金減免制度が適用されている事実が確認できたときは、別表第8項に定める期間の2分の1の期間に短縮する。この場合において、1か月未満の端数があるときは、端数を切り捨てるものとする。ただし、公正取引委員会の公表又は指名停止業者の申出により、独占禁止法の規定に基づく課徴金減免制度が適用されている事実が、指名停止期間の2分の1を経過後に明らかになったときの指名停止期間は、当該事実が確認できた日までとする。
- 10 指名停止業者の申出により、犯罪の嫌疑があるにもかかわらず不起訴（別表第8項に関する不起訴は除く。以下「起訴猶予等」という。）の事実が確認できたときは、当初の指名停止期間を2分の1の期間に短縮することがある。この場合において、1か月未満の端数があるときは、端数を切り捨てるものとする。ただし、当初に1か月の指名停止が措置された場合については起訴猶予等により不起訴が確定したと認めた日までとし、起訴猶予等となった事実が指名停止期間の2分の1を経過後に明らかとなった場合については当該事実が確認できた日までとする。

（指名停止の解除）

第7条 嫌疑がない、又は嫌疑が不十分として不起訴となった場合など、指名停止業者が、当該事案について責を負わないことが明らかになったと認めたとき

は、当該指名停止業者に係る指名停止を解除するものとする。

(指名停止の継承)

第8条 合併等により指名停止業者から営業を実質的に継承したと認められる入札参加資格者は、当該指名停止業者の指名停止措置を引き継ぐものとする。

(指名停止の通知)

第9条 第3条若しくは第4条の規定により指名停止を行い、第6条第6項から第10項までの規定により指名停止の期間を変更し、控除し、追加し、若しくは短縮し、又は第7条の規定により指名停止を解除したときは、当該入札参加資格者に対し遅滞なくその旨を通知するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第10条 指名停止業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、災害時の緊急又は応急契約、特殊技術を要する場合その他特にやむを得ない事由があると認める場合は、この限りでない。

(下請等の禁止)

第11条 寝屋川市の契約に関して、指名停止業者に下請負させ、又は再委託することを承認してはならない。

(警告又は注意の喚起)

第12条 この要綱の趣旨に照らし必要があると認めるときは、委員会の議を経て、当該入札参加資格者に対し、警告又は注意の喚起を行うことがある。

(情報の公表)

第13条 指名停止に関する情報は、公表するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(寝屋川市建設工事等指名停止・指名留保基準の廃止)

2 寝屋川市建設工事等指名停止・指名留保基準(昭和57年4月1日制定)は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の際、現にこの要綱による廃止前の寝屋川市建設工事等指名停止・指名留保基準の規定に基づき行われている指名停止等の措置については、

なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の寝屋川市建設工事等指名停止要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われた指名停止の措置について適用し、同日前に行われた指名停止の措置については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 20 年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の寝屋川市建設工事等指名停止要綱別表第 2 項第 3 号の規定は、この要綱の施行の日以後に行う発注について適用し、同日前に行う発注については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する

(経過措置)

2 この要綱による改正後の寝屋川市建設工事等指名停止要綱の別表の規定は、この要綱の施行の日以後になされた行為に係る指名停止措置について適用し、同日前になされた行為に係る指名停止措置については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の寝屋川市建設工事請負業者資格審査要綱別表、寝屋川市制限付一般競争入札施行要綱第 2 条第 1 項及び第 5 条並びに寝屋川市低入

札価格及び最低制限価格に関する要綱第3条第1項及び第4条第1項の規定は、この要綱の施行の日以後に寝屋川市が行う発注について適用し、同日前に寝屋川市が行う発注については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年5月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の寝屋川市建設工事等指名停止要綱の規定は、この要綱の施行の日以後になされた行為に係る指名停止について適用し、同日前になされた行為に係る指名停止については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年9月30日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の寝屋川市建設工事等指名停止要綱の規定は、この要綱の施行の日以後になされた行為に係る指名停止について適用し、同日前になされた行為に係る指名停止については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和8年3月13日から施行する。

別表（第2条、第3条、第6条関係）

措 置 要 件	指名停止の期間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 市発注工事等の契約に関して、次の各号の書類に虚偽の記載（電子申請又は電子入札における虚偽の入力を含む。）をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(1) 入札参加資格審査申請書及びその添付書類</p> <p>(2) 競争入札参加資格審査申請書及びその添付書類</p> <p>(3) 建設業法第24条の8第1項の規定により同項に規定する施工体制台帳その他の入札後の書類</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>6か月</p>
<p>(入札)</p> <p>2 入札参加資格者、役員等又は使用人が、市発注工事等の入札等の事務の執行に当たり、次の各号のいずれかに該当するとき。</p> <p>(1) 入札、契約等の事務の執行に当たり、威圧その他の行為により公正かつ円滑な事務の執行を妨げた場合</p> <p>(2) 競争入札心得等に違反し、市発注工事等の契約の相手方として不適当であると認められる場合</p> <p>(3) 落札したにもかかわらず、契約を締結しなかった場合（落札したにもかかわらず、建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査を受けていないために契約することができなかった場合を含む。）</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>(1) 1年</p> <p>(2) 1か月～1年</p> <p>(3) 6か月</p>
<p>(契約不履行等)</p> <p>3 入札参加資格者が、市発注工事等の契約の履行に当たり、次の各号のいずれかに該当するとき。</p> <p>(1) 契約の履行遅滞により遅滞料の請求がなされた場合</p> <p>ア 遅滞日数が30日以内のとき</p> <p>イ 遅滞日数が30日を超えるとき</p> <p>(2) 入札参加資格者の責により契約の解除がなされた場合</p> <p>(3) 建設工事等の履行成績が不良と判定された場合</p> <p>(4) 故意又は過失により市発注工事等を粗雑にしたと認められる場合</p> <p>(5) 契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められる場合（(6)の場合を除く。）</p> <p>(6) 契約の履行に当たり、建設工事請負契約約款第7条の2第1項に違反した場合</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>(1)</p> <p>ア 1か月</p> <p>イ 2か月</p> <p>(2) 1年</p> <p>(3) 2か月</p> <p>(4) 1か月～6か月</p> <p>(5) 2か月</p> <p>(6) 下請負人1者あたり2か月</p>
<p>(他の業者の妨害)</p> <p>4 役員等又は使用人が、市発注工事等に関し、入札参加希望者が資格審査に応募すること、落札者が契約を締結すること、又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1年</p>
<p>(監督、検査及び点検等の妨害)</p> <p>5 役員等又は使用人が、市発注工事等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2に規定する監督若しくは検査の実施若しくは公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1年</p>

<p>適正化法」という。)第15条に規定する点検の実施(施工体制台帳が提出されない場合を含む。)又はその他契約に関する業務の執行に当たり、威圧その他の行為により公正かつ円滑な業務の執行を妨げたとき。</p>	
<p>(安全管理措置)</p> <p>6 入札参加資格者が、安全管理の措置が不適切であったため、次の各号のいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>(1) 市発注工事等の契約の履行に当たり、公衆に次の被害又は損害を与えた場合</p> <p>ア 負傷者の発生又は建物等の損傷</p> <p>イ 死亡者の発生</p> <p>(2) 市発注工事等の契約の履行に当たり、工事関係者及び業務関係者に次の被害を与えた場合</p> <p>ア 負傷者の発生</p> <p>イ 死亡者の発生</p> <p>(3) 市発注工事等以外の一般工事等の契約の履行に当たり安全管理措置が不適切であったため、重大な事故を生じさせ、又は重大な損害を与えた場合</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>(1)</p> <p>ア 3か月</p> <p>イ 6か月</p> <p>(2)</p> <p>ア 1か月</p> <p>イ 2か月</p> <p>(3) 1か月～3か月</p>
<p>(談合等)</p> <p>7 役員等又は使用人が、次の各号のいずれかに該当する入札に関し、競売入札妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第1項)、談合(同条第2項)又は入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律違反の容疑により逮捕され、又は起訴されたとき等。</p> <p>(1) 市内の公共機関(寝屋川市を含む。)発注のもの</p> <p>(2) 市外の公共機関発注のもの</p> <p>ア 役員等</p> <p>イ 使用人</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>(1) 3年</p> <p>(2)</p> <p>ア 1年</p> <p>イ 6か月</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>8 入札参加資格者、役員等又は使用人が、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、次の各号のいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>(1) 公正取引委員会から告発を受け、又は逮捕された場合</p> <p>ア 市内の公共機関(寝屋川市を含む。)発注の工事等</p> <p>イ 市外の公共機関発注の工事等</p> <p>ウ 公共機関以外発注の工事等</p> <p>(2) 公正取引委員会から排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた場合、若しくは違反行為の事実を公正取引委員会から公表された場合</p> <p>ア 市内の公共機関(寝屋川市を含む。)発注の工事等</p> <p>イ 市外の公共機関発注の工事等</p> <p>ウ 公共機関以外発注の工事等</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>(1)</p> <p>ア 3年</p> <p>イ 1年</p> <p>ウ 1年</p> <p>(2)</p> <p>ア 18か月</p> <p>イ 6か月</p> <p>ウ 6か月</p>
<p>(贈賄行為)</p> <p>9 役員等又は使用人が、次の各号の者に対して行った贈賄</p>	<p>当該認定をした日から</p>

<p>(刑法第 198 条) の容疑により逮捕され、又は起訴されたとき。</p> <p>(1) 市内の公共機関（寝屋川市を含む。）の職員</p> <p>(2) 市外の公共機関の職員</p> <p>ア 役員等</p> <p>イ 使用人</p>	<p>(1) 3 年</p> <p>(2)</p> <p>ア 1 年</p> <p>イ 6 か月</p>
<p>(あっせん利得処罰法違反行為)</p> <p>10 役員等又は使用人が、次の各号のいずれかに該当する入札に関し、あっせん利得処罰法（平成 12 年法律第 130 号）違反の容疑により逮捕され、又は起訴されたとき。</p> <p>(1) 市発注のもの</p> <p>(2) 市以外の公共機関発注のもの</p> <p>ア 市内の公共機関</p> <p>イ 市外の公共機関</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>(1) 1 年</p> <p>(2)</p> <p>ア 6 か月</p> <p>イ 3 か月</p>
<p>(暴力行為等)</p> <p>11 役員等又は使用人が、その業務に関し市職員への暴力、脅迫、暴言、侮辱、威圧的な言動その他取引相手方として不適當を認められる言動を行ったとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1 年</p>
<p>(建設業法等違反)</p> <p>12 入札参加資格者、役員等又は使用人が、次の各号のいずれかに該当したとき。</p> <p>(1) 建設業法に違反し、逮捕又は起訴された場合</p> <p>ア 市発注工事に関するもの</p> <p>イ 市発注工事以外に関するもの</p> <p>ア) 市内の工事</p> <p>イ) 市外の工事</p> <p>(2) 経営規模等評価申請書、総合評定値請求書又はそれらの添付書類についての虚偽記載により、次のア又はイの処分を受けた場合</p> <p>ア 建設業法第 28 条第 1 項に基づく指示処分</p> <p>イ 建設業法第 28 条第 3 項に基づく営業停止処分</p> <p>(3) 建設業法に違反し、次のア又はイの処分を受けた場合((2) の場合を除く。) 又は適正化法第 15 条に違反し、アの処分を受けた場合</p> <p>ア 建設業法第 28 条第 1 項に基づく指示処分</p> <p>ア) 市発注工事に関するもの</p> <p>イ) 市内の工事（市発注工事を除く。）に関するもの</p> <p>ウ) 市外の工事に関するもの</p> <p>イ 建設業法第 28 条第 3 項又は第 5 項に基づく営業停止処分</p> <p>ア) 市発注工事に関するもの</p> <p>イ) 市内の工事（市発注工事を除く。）に関するもの</p> <p>ウ) 市外の工事に関するもの</p> <p>(4) 建設業法第 29 条に基づき、次のア又はイの許可取消処分を受けた場合</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>(1)</p> <p>ア 1 年</p> <p>イ</p> <p>ア) 6 か月</p> <p>イ) 3 か月</p> <p>(2)</p> <p>ア 3 か月</p> <p>イ 6 か月</p> <p>(3)</p> <p>ア</p> <p>ア) 4 か月</p> <p>イ) 2 か月</p> <p>ウ) 1 か月</p> <p>イ</p> <p>ア) 6 か月</p> <p>イ) 3 か月</p> <p>ウ) 2 か月</p> <p>(4)</p>

<p>ア 同条第1項第7号又は第8号に基づく取消処分 イ アの処分以外の取消処分</p>	<p>ア 6か月 イ 3か月</p>
<p>(法令等違反)</p> <p>13 前各項に掲げる場合のほか、入札参加資格者、役員等又は使用人が、次の各号（使用人は(3)を除く。）のいずれかに該当し、市発注工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 各種法令に違反し、監督官庁から処分を受け、又は法令に基づき商号等を公表された場合</p> <p>(2) 業務に関し、各種法令に違反し、拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により逮捕され、又は起訴された場合</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げる場合のほか、拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不相当であると認められる場合</p> <p>(4) 寝屋川市暴力団排除条例（平成25年寝屋川市条例第20号）第8条第2項に規定する誓約書を提出しない場合</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>(1) 1か月～3か月</p> <p>(2) 1か月～1年</p> <p>(3) 1か月～3か月</p> <p>(4) 3か月</p>
<p>(経営不振)</p> <p>14 入札参加資格者が金融機関から取引停止を受けるなど、経営不振の状態にあり、市発注工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 経営が改善されたと認められるまで</p>
<p>(その他)</p> <p>15 前各項に掲げる場合のほか、入札参加資格者として、ふさわしくない行為があったと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2年以内で委員会の議により決定する期間</p>